

千葉市の取組み状況等について

平成25年6月18日

千葉市こども未来局

目次

1 千葉市における子ども・子育て支援施策の現状 P3

1-1 認定こども園	1-8 養育支援訪問事業
1-2 幼稚園	1-9 子育て短期支援事業
1-3 保育所	1-10 ファミリー・サポート・センター事業
1-4 家庭的保育事業	1-11 一時預かり事業
1-5 地域子育て支援拠点事業	1-12 延長保育事業
1-6 妊婦健診	1-13 病児・病後児保育事業
1-7 乳児家庭全戸訪問事業	1-14 放課後児童クラブ(子どもルーム)

※子ども・子育て支援新制度の対象となる既存の施設・事業を掲載。

2 千葉市における保育所待機児童対策 P21

- 2-1 保育所入所児童数と待機児童数の推移
- 2-2 待機児童解消に向けたアクションプラン2010
- 2-3 千葉市の保育資源
- 参考 国の「待機児童解消加速化プラン」について

<参考> 千葉市の人口 P26

- 参考1 千葉市の総人口の見通し
- 参考2 千葉市の将来推計人口と人口構造の変化

1 千葉市における子ども・子育て支援施策の現状

1-1 認定こども園

<p>根拠法</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法） ※認定権者は都道府県</p>								
<p>内容</p>	<p>【概要】 幼稚園、保育所のうち、次の機能を備えるものとして都道府県が認定した施設。 ①幼児教育・保育の両方の機能（親の就労にかかわらず、教育・保育を一体的に実施） ②地域における子育て支援（相談活動や集いの場の提供等）を行う機能</p> <p>【対象児童】 0歳～小学校就学前まで</p> <p>【類型】</p> <table border="1" data-bbox="341 729 1802 958"> <tr> <td>幼保連携型</td> <td>認可幼稚園＋認可保育所（幼稚園と保育所が連携して一体的に運営）</td> </tr> <tr> <td>幼稚園型</td> <td>認可幼稚園＋保育所的機能（幼稚園が保育所的な機能を備える）</td> </tr> <tr> <td>保育所型</td> <td>認可保育所＋幼稚園的機能（保育所が幼稚園的な機能を備える）</td> </tr> <tr> <td>地方裁量型</td> <td>保育所的機能＋幼稚園的機能（認可外施設が両方の機能を備える）</td> </tr> </table> <p>【利用時間】 1日4時間程度の利用や1日8時間程度の利用など、柔軟に選択可能。</p> <p>【利用料金】 各施設が設定（幼保連携型と保育所型は所得に応じた料金を設定）</p>	幼保連携型	認可幼稚園＋認可保育所（幼稚園と保育所が連携して一体的に運営）	幼稚園型	認可幼稚園＋保育所的機能（幼稚園が保育所的な機能を備える）	保育所型	認可保育所＋幼稚園的機能（保育所が幼稚園的な機能を備える）	地方裁量型	保育所的機能＋幼稚園的機能（認可外施設が両方の機能を備える）
幼保連携型	認可幼稚園＋認可保育所（幼稚園と保育所が連携して一体的に運営）								
幼稚園型	認可幼稚園＋保育所的機能（幼稚園が保育所的な機能を備える）								
保育所型	認可保育所＋幼稚園的機能（保育所が幼稚園的な機能を備える）								
地方裁量型	保育所的機能＋幼稚園的機能（認可外施設が両方の機能を備える）								
<p>施設数 (25.4.1)</p>	<p>地方裁量型 1か所（緑区）</p>								

1-2 幼稚園

根拠法	学校教育法 ※認可権者は都道府県					
設備運営基準	幼稚園設置基準					
内容	<p>【概要】 「幼稚園教育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う。</p> <p>【対象児童】 満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児</p> <p>【利用時間】 ・標準的な教育時間 …… 4時間 ・教育時間終了後等に、預かり保育や教育活動を実施</p> <p>【利用料金】 施設ごとに異なる保育料・入園料等を設定</p>					
施設数 (25.5.1)	93園 ※全て私立幼稚園(千葉大学教育学部附属幼稚園を含む。)					
	中央区	19か所	花見川区	16か所	稲毛区	13か所
	若葉区	15か所	緑区	10か所	美浜区	20か所
利用者数 (25.5.1)	15,696人					
	3歳	4,600人	4歳	5,434人	5歳	5,662人

1-3 保育所

根拠法	児童福祉法					
設備運営基準	千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例					
内容	<p>【概要】 「保育所保育指針」に基づき、日々保護者の委託を受けて、「保育に欠ける」乳児又は幼児を保育する。</p> <p>【対象児童】 満3か月から小学校就学前までの「保育に欠ける」児童</p> <p>【「保育に欠ける」基準】 就労、疾病等により、児童の保護者のいずれもが当該児童を保育することができず、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること。</p> <p>【利用時間】 月～土曜日 7:00～18:00(月～金曜日は、19:00または20:00まで延長保育あり)</p> <p>【利用料金(月額)】 3歳以上児 0～35,420円 / 3歳未満児 0～70,200円 (所得に応じて設定)</p>					
施設数 (25.4.1)	123か所(公立60か所/私立63か所)					
	中央区	27か所	花見川区	16か所	稲毛区	21か所
	若葉区	19か所	緑区	15か所	美浜区	25か所
利用者数 (25.4.1)	12,478人(公立6,985人/私立5,493人)					
	0歳	629人	1歳	1,891人	2歳	2,328人
	3歳	2,536人	4歳	2,552人	5歳	2,542人

(参考)特定保育事業

<p>内容</p>	<p>【概要】 週2～3日のパート就労、保護者の病気・入院などで、家庭での育児が断続的に困難な児童に対する保育を実施する。</p> <p>【対象児童】 満3か月～小学校就学前までの児童</p> <p>【利用限度】 翌年3月まで、月15日以内(週2日または3日)</p> <p>【利用時間】 月～土曜日 8:00～17:00(18:00まで時間外利用あり)</p> <p>【利用料金(月額)】</p> <table border="1" data-bbox="430 711 1769 883"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>週2日利用</th> <th>週3日利用</th> <th>時間外利用(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>18,300円</td> <td>26,100円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>9,400円</td> <td>13,500円</td> <td>1,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※生活保護世帯は軽減措置あり。</p>	区 分	週2日利用	週3日利用	時間外利用(1時間当たり)	3歳未満児	18,300円	26,100円	3,000円	3歳以上児	9,400円	13,500円	1,900円
区 分	週2日利用	週3日利用	時間外利用(1時間当たり)										
3歳未満児	18,300円	26,100円	3,000円										
3歳以上児	9,400円	13,500円	1,900円										
<p>実施施設数 (25.4.1)</p>	<p>23か所</p> <table border="1" data-bbox="430 1042 1802 1158"> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td>6か所</td> <td>花見川区</td> <td>1か所</td> <td>稲毛区</td> <td>3か所</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>3か所</td> <td>緑区</td> <td>5か所</td> <td>美浜区</td> <td>5か所</td> </tr> </tbody> </table>	中央区	6か所	花見川区	1か所	稲毛区	3か所	若葉区	3か所	緑区	5か所	美浜区	5か所
中央区	6か所	花見川区	1か所	稲毛区	3か所								
若葉区	3か所	緑区	5か所	美浜区	5か所								
<p>24年度実績</p>	<p>延利用者数 29,389人</p>												

1-4 家庭的保育事業

根拠法	児童福祉法
内容	<p>【概要】 保護者が、昼間に仕事や病気などで家庭で保育をすることができないときに、保育士等の資格を持った家庭的保育員が自宅で児童を保育する。</p> <p>【対象児童】 満3か月から3歳未満までの児童</p> <p>【入所要件】 保護者が週4日かつ1日4時間以上の就労しているなど、一定の要件を満たすこと</p> <p>【利用時間】 月～土曜日 8:00～17:00（延長保育あり）</p> <p>【利用料金(月額)】 保育所の通常保育料の70%</p>
実施施設数 (25.6.1)	6か所（中央区:1カ所、若葉区:3カ所、緑区:1カ所、美浜区:1カ所）
利用者数 (25.6.1)	15人

1-5 地域子育て支援拠点事業

根拠法	児童福祉法																			
内容	<p>【概要】 小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行う。</p> <p>【対象者】 小学校就学前の児童とその保護者</p> <p>【利用料金】 無料</p>																			
実施施設 (25.4.1)	<p>18か所</p> <table border="1" data-bbox="430 892 1779 1122"> <thead> <tr> <th data-bbox="430 892 842 949">類型</th> <th data-bbox="842 892 1010 949">施設数</th> <th data-bbox="1010 892 1300 949">設置場所</th> <th data-bbox="1300 892 1779 949">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="430 949 842 1006">①子育て支援館</td> <td data-bbox="842 949 1010 1006">1か所</td> <td data-bbox="1010 949 1300 1006">きぼーる内</td> <td data-bbox="1300 949 1779 1006">9～17時(火曜休館)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="430 1006 842 1063">②地域子育て支援センター</td> <td data-bbox="842 1006 1010 1063">7か所</td> <td data-bbox="1010 1006 1300 1063">保育所</td> <td data-bbox="1300 1006 1779 1063">9～16時(土曜午後・日曜休館)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="430 1063 842 1122">③子育てリラックス館</td> <td data-bbox="842 1063 1010 1122">10か所</td> <td data-bbox="1010 1063 1300 1122">空き店舗等</td> <td data-bbox="1300 1063 1779 1122">10～16時(日曜休館)</td> </tr> </tbody> </table>				類型	施設数	設置場所	利用時間	①子育て支援館	1か所	きぼーる内	9～17時(火曜休館)	②地域子育て支援センター	7か所	保育所	9～16時(土曜午後・日曜休館)	③子育てリラックス館	10か所	空き店舗等	10～16時(日曜休館)
類型	施設数	設置場所	利用時間																	
①子育て支援館	1か所	きぼーる内	9～17時(火曜休館)																	
②地域子育て支援センター	7か所	保育所	9～16時(土曜午後・日曜休館)																	
③子育てリラックス館	10か所	空き店舗等	10～16時(日曜休館)																	
24年度実績	延利用者数 298,431人																			

1-6 妊婦健診

根拠法	母子保健法
内容	<p>【概要】 妊婦が市と契約した医療機関及び助産所において実施した健康診断について、所定の金額を公費負担する。</p> <p>【利用回数】 14回まで</p> <p>【対象者】 市内在住の妊婦</p> <p>【助成金額】 合計 93,000円(受診票14枚を交付)</p>
実施施設 (25.4.1)	契約医療機関・助産所 777施設
24年度実績	延利用者数 94,794件

1-7 乳児家庭全戸訪問事業

根拠法	児童福祉法
内容	<p>【概要】 母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供等を行うことにより、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。</p> <p>【対象者】 生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭（原則として市内在住者）</p> <p>【訪問者】 地域保健推進員、保健師、助産師（各区保健福祉センター健康課が実施）</p> <p>【利用料金】 無料</p>
24年度実績	訪問件数 6,426件

1-8 養育支援訪問事業

根拠法	児童福祉法
内容	<p>【概要】 家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する支援を行い、育児上の諸問題の解決・軽減を図る。</p> <p>【対象者】 子育てに対して不安や孤立感等を抱える保護者、または虐待に至るおそれがある保護者等、リスクを抱え支援が必要であると判断される家庭（原則として市内在住者）</p> <p>【訪問者】 保健師、助産師（各区保健福祉センター健康課が実施）</p> <p>【利用料金】 無料</p>
24年度実績	延訪問件数 2,229件

1-9① 子育て短期支援事業(ショートステイ)

根拠法	児童福祉法
内容	<p>【概要】 保護者が疾病、社会的事由等で、一時的に養育が困難な場合、その児童を乳児院、児童養護施設等で短期的に預かる。(宿泊も可)</p> <p>【対象児童】 市内在住の18歳未満の児童</p> <p>【利用期間】 原則として1か月あたり7日以内</p> <p>【利用料金(1日)】 2歳未満児 5,350円 / 2歳以上児 2,750円 ※生活保護世帯等は軽減措置あり。</p>
実施施設 (25.4.1)	<p>【2歳未満児】 乳児院 1か所(花見川区)</p> <p>【2歳以上児】 児童養護施設 2か所(花見川区・稲毛区) 母子生活支援施設 1か所(若葉区) 計 3か所</p>
24年度実績	延利用日数 981日

1-9② 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

根拠法	児童福祉法
内容	<p>【概要】 残業や休日の仕事などで、夜間または休日に児童の養育が困難な方のために、夕方から夜間、休日に児童を預かる。(宿泊も可)</p> <p>【対象児童】 市内在住の2歳以上18歳未満の児童</p> <p>【利用時間】 夜間 原則として17:00～22:00(宿泊も可) 休日 原則として 8:30～17:00</p> <p>【利用料金(1日・1回当たり)】 夜間 750円 (宿泊の場合は1,500円) 休日 1,350円 ※生活保護世帯等は軽減措置あり。</p>
実施施設 (25.4.1)	児童養護施設 2か所(花見川区・稲毛区) 母子生活支援施設 1か所(若葉区) 計 3か所
24年度実績	延利用日数 1,904日

1-10 ファミリー・サポート・センター事業

根拠法令	児童福祉法
内容	<p>【概要】 子どもを預かってほしい市民と、預かることができる市民が、会員として登録し、会員同士で援助活動を行い、市町村がこれを援助する(登録事務、マッチング等を実施)。</p> <p>【対象児童】 満3か月から小学校6年生までの児童 ※子どもを預かる方は市内在住者、預ける方は市内在住・在勤・在学者</p> <p>【利用時間】 6:00～22:00</p> <p>【利用料金】 1時間 700円 (土日・早朝・夜は900円) ※ひとり親世帯は半額助成あり。</p>
実施施設 (25.4.1)	千葉県子育て支援館内に事務所を設置
24年度実績	活動件数 11,174件 会員数 4,675人

1-11 一時預かり事業

根拠法令	児童福祉法																
内容	<p>【概要】 通常保育の対象とならない児童で、保護者の病気や入院・育児疲れ・冠婚葬祭等により家庭での保育が困難な児童に対する保育を実施する。</p> <p>【対象児童】 満3か月から小学校就学前までの児童</p> <p>【利用限度】 月7日まで</p> <p>【利用時間】 月～金曜日 8:00～17:00(半日利用は8:00～12:30または12:30～17:00) 土曜日 8:00～12:30</p> <p>【利用料金】 3歳未満児 1日2,200円 / 半日1,100円 3歳以上児 1日1,200円 / 半日600円 ※生活保護世帯は軽減措置あり。</p>																
実施施設 (25.4.1)	<p>29か所</p> <table border="1" data-bbox="432 1012 1802 1126"> <tr> <td data-bbox="432 1012 645 1069">中央区</td> <td data-bbox="645 1012 886 1069">6か所</td> <td data-bbox="886 1012 1118 1069">花見川区</td> <td data-bbox="1118 1012 1360 1069">2か所</td> <td data-bbox="1360 1012 1572 1069">稲毛区</td> <td data-bbox="1572 1012 1802 1069">5か所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1069 645 1126">若葉区</td> <td data-bbox="645 1069 886 1126">5か所</td> <td data-bbox="886 1069 1118 1126">緑区</td> <td data-bbox="1118 1069 1360 1126">5か所</td> <td data-bbox="1360 1069 1572 1126">美浜区</td> <td data-bbox="1572 1069 1802 1126">6か所</td> </tr> </table>					中央区	6か所	花見川区	2か所	稲毛区	5か所	若葉区	5か所	緑区	5か所	美浜区	6か所
中央区	6か所	花見川区	2か所	稲毛区	5か所												
若葉区	5か所	緑区	5か所	美浜区	6か所												
24年度実績	延利用者数 19,684人																

1-12 延長保育事業

<p>内容</p>	<p>【概要】 保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、18:00以降も保育を必要とする児童に対し、20:00(一部保育所は19:00)まで保育を実施する。</p> <p>【対象児童】 保育所に入所している児童で、18:00以降の時間の保育を真に必要としているもの</p> <p>【利用時間】 月～金曜日 18:00～20:00(一部公立保育所は19:00まで)</p> <p>【利用料金(月額)】 1時間延長 3歳未満児 3,000円 / 3歳以上児 1,900円 2時間延長 3歳未満児 6,000円 / 3歳以上児 3,800円 ※生活保護世帯等は軽減措置あり。</p>												
<p>実施施設 (25.4.1)</p>	<p>121か所</p> <table border="1" data-bbox="401 908 1773 1022"> <tr> <td>中央区</td> <td>27か所</td> <td>花見川区</td> <td>16か所</td> <td>稲毛区</td> <td>21か所</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>17か所</td> <td>緑区</td> <td>15か所</td> <td>美浜区</td> <td>25か所</td> </tr> </table>	中央区	27か所	花見川区	16か所	稲毛区	21か所	若葉区	17か所	緑区	15か所	美浜区	25か所
中央区	27か所	花見川区	16か所	稲毛区	21か所								
若葉区	17か所	緑区	15か所	美浜区	25か所								
<p>24年度実績</p>	<p>延利用者数 51,206人</p>												

1-13 病児・病後児保育事業

<p>根拠法令</p>	<p>児童福祉法</p>																	
<p>内容</p>	<p>【概要】 児童が病気で保育所などに預けられない場合で、保護者が仕事を休むことができないときなどに、診療所に併設した施設で児童を預かる。</p> <p>【対象児童】 市内在住又は市内の保育所等に通っている小学校低学年までの児童</p> <p>【利用時間】 月～土曜日 8:00～18:00(土曜日は13:00まで) ※ 定休日は施設によって異なる。</p> <p>【利用料金】 1日2,000円(6時間まで1,000円) ※生活保護世帯等は軽減措置あり。</p>																	
<p>実施施設 (25.4.1)</p>	<p>8か所</p> <table border="1" data-bbox="415 1025 1787 1142"> <tr> <td>中央区</td> <td>2か所</td> <td>花見川区</td> <td>1か所</td> <td>稲毛区</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>1か所</td> <td>緑区</td> <td>2か所</td> <td>美浜区</td> <td>1か所</td> </tr> </table>						中央区	2か所	花見川区	1か所	稲毛区	1か所	若葉区	1か所	緑区	2か所	美浜区	1か所
中央区	2か所	花見川区	1か所	稲毛区	1か所													
若葉区	1か所	緑区	2か所	美浜区	1か所													
<p>24年度実績</p>	<p>延利用者数 4,393人</p>																	

1-14 放課後児童クラブ(子どもルーム)

根拠法	児童福祉法																
内容	<p>【概要】 就業等により昼間家庭に保護者のいない児童を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る。</p> <p>【対象児童】 原則として小学校1～3年生の児童（障害のある児童は6年生まで）</p> <p>【利用時間】 月～金曜日 13:00～18:00 土曜日 8:30～16:30 短縮授業日 11:30～18:00 長期休業日(月～金曜日) 8:00～18:00 延長 18:00～19:00(土曜除く)</p> <p>【利用料金(月額)】 7,400円（7月:8,100円／8月:9,600円／延長料金:1,000円） ※生活保護世帯、市民税非課税世帯は軽減措置あり。</p>																
実施施設 (25.4.1)	<p>123か所</p> <table border="1" data-bbox="446 908 1818 1022"> <tr> <td>中央区</td> <td>22か所</td> <td>花見川区</td> <td>23か所</td> <td>稲毛区</td> <td>20か所</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>18か所</td> <td>緑区</td> <td>18か所</td> <td>美浜区</td> <td>22か所</td> </tr> </table>					中央区	22か所	花見川区	23か所	稲毛区	20か所	若葉区	18か所	緑区	18か所	美浜区	22か所
中央区	22か所	花見川区	23か所	稲毛区	20か所												
若葉区	18か所	緑区	18か所	美浜区	22か所												
利用者数 (25.4.1)	<p>6,743人</p> <table border="1" data-bbox="446 1133 1375 1248"> <tr> <td>1年生</td> <td>2,380人</td> <td>2年生</td> <td>2,211人</td> </tr> <tr> <td>3年生</td> <td>1,793人</td> <td>4年生以上</td> <td>359人</td> </tr> </table>					1年生	2,380人	2年生	2,211人	3年生	1,793人	4年生以上	359人				
1年生	2,380人	2年生	2,211人														
3年生	1,793人	4年生以上	359人														

※子どもルームに係る意向調査について

- 新制度においては、放課後児童クラブの利用対象が「概ね10歳未満(小学校3年生まで)」から「小学生(小学校6年生まで)」に拡大されるため、その実施方法等について、早期に検討に着手し、関係課との協議を行う必要がある。
- そのための基礎資料として、小学校4年生～6年生の利用について、保護者の意向を把握するためのアンケート調査を実施する。
 - ※ 事業計画策定のための「ニーズ調査」とは別途実施。

[調査対象]

市内の全ての小学校1年生～4年生(約32,000人)

[実施時期]

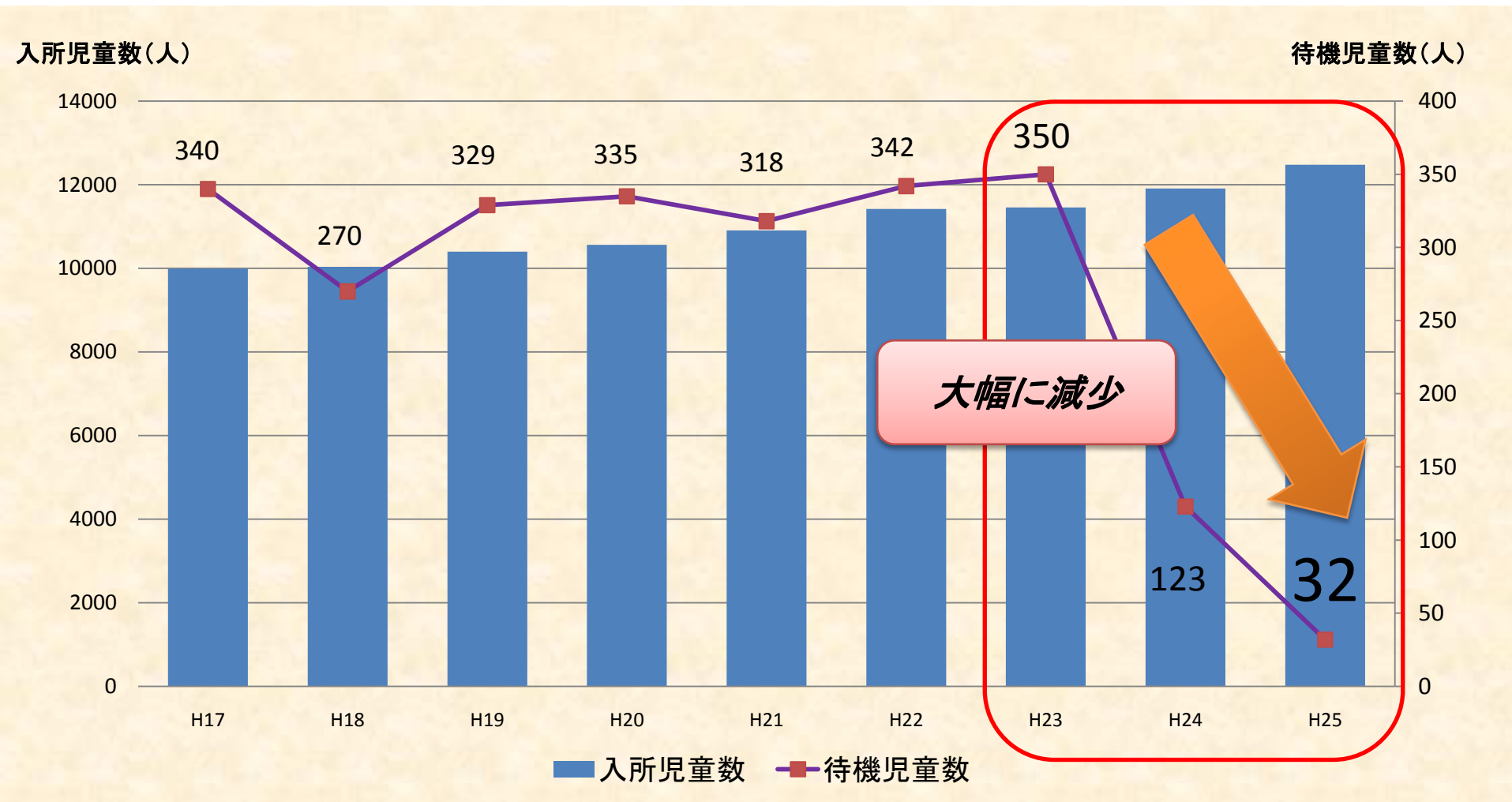
平成25年7月中旬(予定)

[調査方法]

学校を通じて保護者にアンケートを配布

2 千葉市における保育所待機児童対策

2-1 保育所入所児童数と待機児童数の推移



待機児童数はここ2年間で大幅に減少し、25年4月1日現在で32人に。

2-2 待機児童解消に向けたアクションプラン2010

「待機児童解消に向けたアクションプラン2010」の策定について

現 状

1 待機児童解消に向けた緊急3か年整備計画 認可保育所の整備実績（見込み）

区分	20年度	21年度	22年度	計
計画 [定員]	6か所 (195人)	6か所 (255人)	6か所 (360人)	18か所 (810人)
実績 [定員]	6か所 (224人)	6か所 (290人)	6か所※ (389人)	18か所 (903人)

- ※ 22年度分の残りのか所分は見込みで記載
- 経済状況の悪化に伴う女性の社会進出の増加などの影響により、潜在的な保育需要が顕在化
 - 現在推進している「待機児童解消に向けた緊急3か年整備計画」だけでは、待機児童の解消には、至らない見込み
 - 国の新待機児童ゼロ作戦の最終年度である29年度までにはニーズ量を充足するような整備計画を定めることが求められている。

2 夢はくくむ ちば こどもプラン(後期計画) の策定

後期計画策(22年～26年)の中で、保育所の待機児童解消に向けた目標事業量を設定している。

3 新待機児童ゼロ作戦に基づくニーズ調査結果

保育を中心としたサービスの利用状況や潜在的な保育需要も含めた利用希望等の実態を把握するため、アンケート調査を実施

調査結果

区分	千原市	[参考: H21.4現在]
保育比率	41.0%※1	21.8%※2

※1 「今後、認可保育所を利用したい」という潜在的なニーズを含めて算出

※2 保育所入所児童数に待機児童数を含めて算出

計 画 の 概 要

1 整備計画の考え方

- 平成29年時点での待機児童解消を目指す。
- 目標事業量は、「出生動向を踏まえた推計児童数」×「調査結果の保育比率」で算出する。
[参考: これまでの推計方法]
「就学前児童数」と「保育比率」を過去5年間の増減傾向から推計
- 財政事情を考慮した整備を行う。
- 将来的に保育所が余ることも考慮する。

2 整備手法について

- 認可保育所の定員変更、分園設置、幼稚園の活用、保育ルームの拡充など既存施設の有効活用を図る。

3 既存施設の有効活用策

- 定員変更(定員増)、分園設置の推進
・社会福祉法人以外を対象とする定員変更に伴う改修費や分園設置に伴う改修費を助成する補助制度の創設
- 既存幼稚園の活用
・幼稚園の預かり保育事業の拡充
・幼稚園内での認可保育所整備の推進
- 保育ルームの拡充
・3歳未満児の受け入れ促進

計 画 の 内 容

1 新たな整備目標の設定

- 平成29年4月の保育比率41%を設定し、待機児童の解消にむけて、受入枠の拡大を図る。
- 国の制度変更を考慮し、3年後に整備方針について検討する。

(1) 必要保育児童数の推計

ニーズ調査結果を受け、29年時点で保育比率が41%となるよう推計

区分	就学前児童数(A)	保育比率(B)	必要保育児童数(A×B)
21年4月	51,347人	21.8%	11,224人
29年4月	41,088人	41.0%	16,828人

(2) 必要拡大数と年間整備目標数

区分	平成29年4月 必要保育児童数(A)	平成22年4月※ 入所児童数(B)	平成29年4月までの必 要拡大数(C=A-B)	年間整備数の 目安(C/7年)
人数	16,836人	11,256人	5,580人	797人

※ 平成22年4月の入所児童数は、緊急3か年整備計画の21年度整備が計画しておりとして算出

2 「待機児童解消に向けたアクションプラン2010」の策定

待機児童解消に向けた緊急3か年整備計画の最終年度である22年度整備の見直しを含む4か年の整備計画とする。

区分	22年度整備	23年度整備	24年度整備	25年度整備	計
認可	新設 50人 (2か所)	—	—	—	0人 (0か所)
	従来型 329人 (4か所)	90人 (1か所)	90人 (1か所)	90人 (1か所)	599人 (7か所)
	定員変更 [定員増] 30人 (1か所)	30人 (1か所)	30人 (1か所)	60人 (2か所)	150人 (5か所)
	分園 30人 (1か所)	90人 (3か所)	120人 (4か所)	150人 (5か所)	390人 (13か所)
	幼稚園型 新設 —	90人 (3か所)	120人 (4か所)	150人 (5か所)	360人 (12か所)
認可外	定員の厚み化 —	40人	30人	40人	110人
	幼稚園の預かり 保育の拡充 —	50人	100人	100人	250人
	保育ルーム 増 60人	150人	180人	180人	570人
計	449人	540人	670人	770人	2,429人
待機児童予測	153 (H23.4)	140 (H24.4)	119 (H25.4)	96 (H26.4)	—

※ 22年度整備の当初の整備目標数(認可保育所380人)の整備内訳を見直す。

平成29年4月1日時点の保育比率41%を目標とし、保育所整備等を推進(計画期間:平成22～25年度)

2-3 千葉市の保育資源

施設		箇所数	定員
認可保育所	公立・民間	123	11,913
家庭的保育		6	19
「先取り」プロジェクト	グループ型小規模保育※1	4	40
	先取りプロジェクト認定保育施設※2	22	671
認可外保育施設	千葉県保育ルーム※3	47	1,594
	事業所内保育	35	842
	その他	6	167
幼稚園	長時間預かり保育※4	15	199※5

※1 家庭的保育者3人が1グループとなり、連携保育所の支援を受けながら、3歳未満児の保育を実施

※2 認可外保育施設のうち、保育士配置基準等について認可保育所(園)と同等の基準を満たす施設を「千葉県先取りプロジェクト認定保育施設」として認定

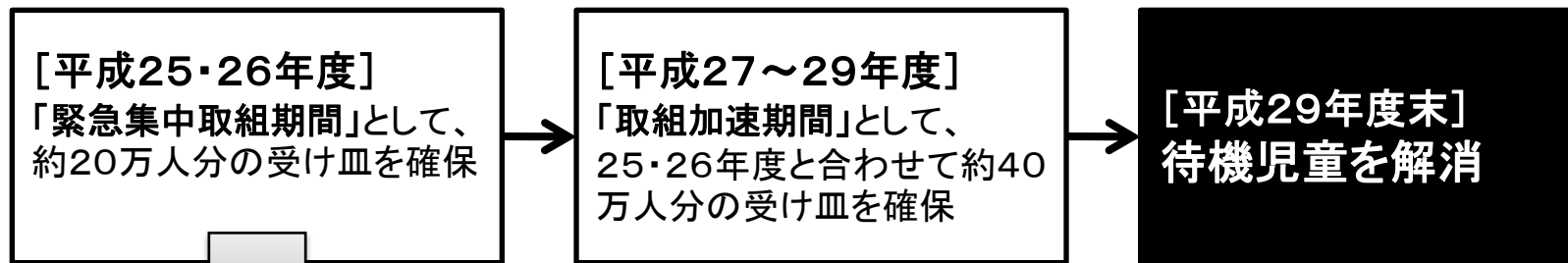
※3 認可外保育施設のうち、一定の基準を満たす施設を「千葉県保育ルーム」として認定

※4 幼稚園が行う長時間の預かり保育(概ね11時間以上開園)

※5 長時間預かり保育利用児童のうち、保育に欠ける児童の受け入れ人数(月平均・24.12現在)

参考：国の「待機児童解消加速化プラン」について

- 平成25年4月、安倍首相が「待機児童解消加速化プラン」を発表。
- 全国的な保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに、潜在的なニーズも含め、40万人分の保育の受け皿を確保することを目指すもの。



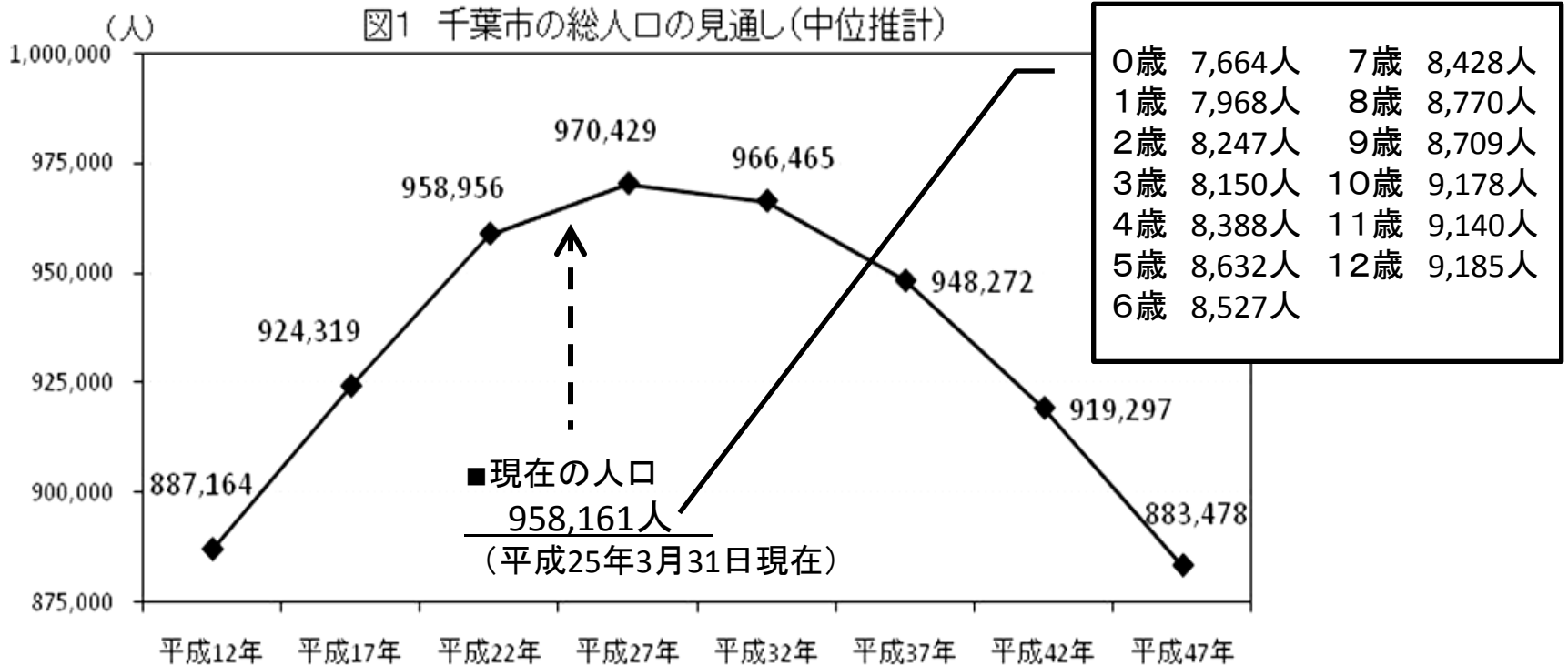
「緊急プロジェクト」(平成25・26年度)

- 以下の「支援パッケージ」による国の財政支援(自治体の手挙げ方式)
 - ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備
 - … 賃貸方式を活用した施設整備、民有地のマッチング事業 等
 - ② 保育の量拡大を支える保育士確保
 - … 潜在保育士の復帰促進、保育士資格取得支援 等
 - ③ 小規模保育事業など新制度の先取り
 - … 小規模保育、幼稚園長時間預かり保育、利用者支援等の先取り実施
 - ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
 - … 改修費、運営費等の支援により、計画的な認可保育所移行を支援
 - ⑤ 事業所内保育施設への支援
 - … 自社労働者の子どもの割合に関する助成要件の緩和

＜参考＞ 千葉市の人口

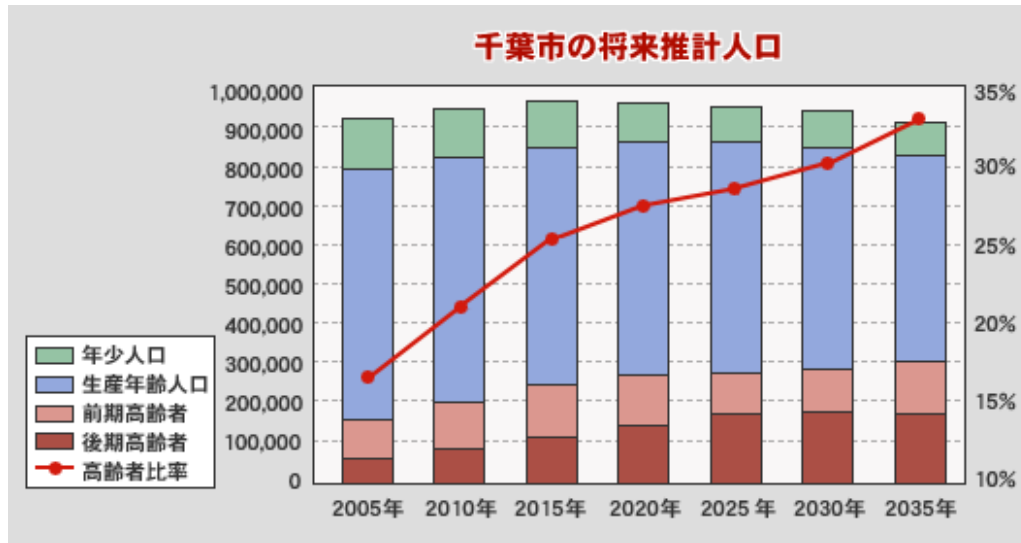
参考1 千葉市の総人口の見通し

- 日本の人口は平成17年より既に減少。
- 千葉市では主に社会増（市内への転入が転出を上回る）により増加を続け、平成27年に97万人に達するものの、その後減少に転じる見込み。



(出典) 「千葉市人口動態等基礎調査報告書」及び住民基本台帳人口

参考2 千葉市の将来推計人口と人口構造の変化



■ 千葉市でも本格的な超高齢化が始まる。

■ 後期高齢者が急増する今後10年間で、超高齢化による影響が特に顕在化するものと見込まれる。

■ 経済成長の低下、社会保障費の増大等に伴い、まちの活力の低下、行政サービスの低下、現役世代の負担増などが懸念される。

